

## 5 介護のための両立支援制度

### (1) 介護休業

対象者	<p>要介護状態(負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護する労働者(日々雇用される労働者を除く)</p> <p>ただし、有期労働契約の労働者は、申出時点において、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に労働契約(更新される場合には、更新後の契約)期間が満了することが明らかでないこと</p> <p><b>※労使協定で対象外にできる労働者</b></p> <p>①雇用された期間が1年未満の労働者</p> <p>②93日以内に雇用関係が終了する労働者</p> <p>③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者</p>
対象となる家族の範囲	配偶者(事実婚を含む)、父母(養父母を含む)、子(養子を含む)、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
期間	対象家族一人につき通算93日まで
回数	対象家族一人につき通算3回を上限として分割取得可能
手続	休業開始予定日の2週間前までに、書面で事業主に申し出
取得者への経済的支援	雇用保険から「介護休業給付」支給(P92参照)

### (2) 所定外・時間外労働の制限

	所定外労働の制限	時間外労働の制限
制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合には、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその家族を介護するために請求した場合には、事業主は制限時間(1か月24時間、1年150時間)を超えて時間外労働をさせてはならない
対象者	<p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者(日々雇用を除く)</p> <p><b>※労使協定で対象外にできる労働者</b></p> <p>①入社1年未満の労働者</p> <p>②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者</p>	<p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者(日々雇用を除く)</p> <p><b>※対象外の労働者</b></p> <p>①入社1年未満の労働者</p> <p>②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者</p>
期間	1回の請求につき1月以上1年以内	
回数	制限なし	
手続	開始日の1か月前までに請求	
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める	

**(3) 深夜業の制限**

制 度 の 容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合は、事業主は午後10時～午前5時(深夜)において労働させてはならない。
対 象 者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者 <b>※対象外の労働者</b> ①日々雇用される労働者 ②雇用された期間が1年未満の労働者 ③介護ができる16歳以上の同居の家族がいる労働者 ④1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 ⑤所定労働時間の全部が深夜にある労働者
期 間	1回の請求につき1月以上6月以内
回 数	制限なし
手 続	開始日の1か月前までに請求
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める

**(4) 介護休暇**

制 度 の 容	要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、介護その他の世話をを行うために、休暇の取得が可能 <b>※「その他の世話」とは、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等のこと</b>
対 象 者	要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者(日々雇用を除くを除く) <b>※労使協定で対象外にできる労働者</b> ①入社6か月未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間 ／回 数	1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日)まで 1日又は時間単位で取得可能
例 外	時間単位での取得が困難と認められる業務に従事する労働者は、労使協定の締結により、1日単位での取得に限定することができる。

**(5) 所定労働勤務時間の短縮等の措置等**

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、所定労働時間短縮等の措置を講じなければならない
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者(日々雇用を除く) ※労使協定で対象外にできる労働者 ①入社6か月未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期間	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年以上の期間内に2回以上
代替措置	次のいずれかの措置を講じなければならない ・所定労働時間を短縮する制度 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ・労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度